大電爭議解決

警察當局の裁定に會社屈服す

大阪電燈會社電業員の勞働爭議は二者の互讓により、一たびは解決されたが、主として勞働團體の交渉權に關し、またまた紛議を生じ會社がこれを容れなかつた爲に、終に罷業員の同盟罷業となり、形勢日を逐うて惡化し、彼等と彼等の示威運動を喰止めんが爲に派遣された警官隊との間に、忌まはしき衝突を生じ、相互間に、數十名の重輕傷者を出したほどであつたが、たまたま警察當局の裁定により、去十七日を以て、圓滿なる解決を見るに至つたのは、啻に爭議當事者の爲に、喜ぶべきことであるのみならず、勞資兩界に取つても美しき一先例を開きたるものとして、私共は一應これを慶さゞるを得ない。

けれども、この解決を以て、純然たる會社側の屈服と見るものがあるならば、それは大變な認識ひであらう。事件の經過及び成行きを見るに、會社が罷業電業員に對して、衷心より屈服したものでないことは一點の疑ひも容れない。唯大阪府の警察が罷業者の暴行を充分に取締ることができず、形勢ますます惡化して、收拾し能はざるに至らんことを虞れ、裁定といふ體も實は權力を以て會社を脅迫したるの結果、會社はこれに餘儀なくされて、變態的なる勞働團體の交渉權を認めたるまでである。

に私共が本問題を議したるとき、その論文の末尾に於て、大阪府の警察當局はさひ電業員の爲に、破られた跡があるにもせよ、秩序維持の職務上、彼等の同盟罷業とこれに伴ふ暴行を坐視することができないであらうから、これに對する一旦の怒りと怨みを捨てゝ、何等かの措置に出でざるを得ざるべく、大阪府の警察のこれに對する態度はこの際注目に値することを注意して置いたが、果然大阪の警察當局は秩序維持の爲に、一旦はその權力を利用して、罷業電業員の示威運動を壓迫せんとしたけれど、それは却つて彼等を激昂せしめ、事態ますます重大なるに至つたので、警察當局先づ罷業員の前に屈服し、さてこそ裁定の形により、會社を脅迫して、今回の如き解決を見たのである。

少くとも、會社が能動的に罷業電業員に屈服して居なかつたことは、會社が彼等の同盟罷業すると同時に、彼等を解雇した一事に徴しても明かである。武藤協調會情報課長の言明して居る通り、會社が彼等を解雇したことが、事件をしてますます重大ならしめたものであり、そして罷業者を解雇することは、如何なる國の勞働史を繙いても、見ることのできない現象であるかも知れないが、大阪電燈は事實として罷業者を解雇し、事業緊縮の必要上、却つて彼等の罷業を喜んで居たゞ結果から見れば、會社は同盟罷業に對し、最終に勝利を制し得べきものと信じて居たのである。隨つて彼等に對する今回の屈服乃至讓歩は會社自發の意志に出でたものではない。爭議解決後、宮崎大阪社長が往訪の新聞記者に對して、たとひ會社は勞働團體の交渉權を認めたとはいへ、罷業者の要求條件の重要なる雇傭契約や、團體協約の如き會社の經濟關係に及ぶ交渉權は、絶對に認めずと言明して居り、田中大阪警察部長もまた、これは會社が罷業者に對して、全然屈服乃至讓歩したものでないとは言はずして明白であつて、唯警察當局の提案したる裁定を容れなければ、騷擾頻發せしたるを慮り、餘儀なくその裁定に服したまでのことである。初め警察當局が裁定案を宮崎大電社長に示して、交渉せる際、兩者の間に激論が取りかはされたといふを見ても、この間の消息は明かに察することができるのである。

特に會社は警察當局の裁定により、一旦は變態的なる勞働團體の交渉權を認めたけれども、一方に於ては、勞働團體とは『會社に從事せる勞働者一百人以上を以て組織せる勞働團體を謂ふ』といひ、『會社內に數個の團體ある場合には各個に交渉を爲すこと』といふが如き條件を附して居るから、會社は將來より會社內に二個以上の勞働團體を組織せしむるやうに事業を操縱し、または一旦爭議の發したる折、既成の勞働團體を切り崩し得るの餘地があるといはなければならない。

件に關し、犧牲者を出さゞるとか永く諒したが、事業緊縮乃至整理に藉口して罷業者の或ものを解雇し得ることを規定したのは、かくして大阪電燈電業員の爭議は、一先づこゝに解決されたとはいへ、勞働團體の心理狀態に於て、會社のそれとしかく隔つて居る以上、今後に於ても、事件の發生に伴ひ、またまた今回の如き紛擾を見ないとも限られない。敢て大電の勞働爭議のみはず、一般產業界に於ける勞資爭議の將來は、憂慮に堪へないものがある。無責任の言論を弄して、快を貪るものは、與論を指導するの任務を有する新聞紙は知らず、一致の福祉の上に立ち、自己も又行ひ得る理論を唱道しなければならない。

大電の罷業職工連

一先づ今日から出勤

一旦渡された解職辭令を各々携へて出勤

爭議解決を告げたる大電罷工團は十八日午前職工を開き出勤日な十九日普通出勤時間より出勤する申し合せ職工の一人は直に發電所に至り罷工團が集團して出勤するは不穩さるゝの恐れあるを以て其方法を講ずる爲警察所に來りたるも未だ本社より何等の通知に接し居らず依つて本社に直接交渉さるべしと回答したるより本社に來りたるも社長取締役不在にて判明せずさの事にて取り付く島もなく已むなく支部に對し直り西尾東兩氏に報告する所ありに一同は田中警察部長を訪ひ前後策を講ずべく出頭せし處不在の爲加々美特務課長に面會し協議したる結果午後二時に至り結局爭議表面解決中なれば十九日より罷業職工は各々解職辭令を持ちて定時の出勤時間に出勤する事に纏まりたり（大阪）

如何に馘首せんか

三百八十二名を

一度に遣るか數度に遣るか

大阪電燈の勞働爭議は十七日を以て圓滿に解決を告げたるが茲に問題となつて居るのは罷業職工三百八十二名を如何にして解雇すべきかである之に關し警察部では治安を害せざる樣充分に考慮を拂ひた上で穩當なる方法を採られたしとの注意あり電燈會社では此趣旨に基き十八日午前十一時から會議を開いたが三百八十二名に對しては既に解雇の辭令を發表しあれば先づ之を全部取戻して事業上已むを得ず解雇するとの意味を明瞭にし此場合罷業の責任又は犧牲の意味を伴はない辭令を交附する事に決定したが三百八十二名を一時に解雇するか但しは數度に分離して解雇さるゝか問題であるさ倘田中警察部長より提出した

本提案は事業主及び就業員側の別紙同意書の寫の通り兩者の同意を經之か協定を了せるものに相違無之候也

大正十年五月十八日

田中千里

右一冊は田中氏提出の裁定覺書と之に附する第一第二次覺書大阪電燈三者の御裁案に對し同意をト候也さ記名調印した回答書と綴り合せて罷業團に保存するさなつた（大阪）

十七日は……ので天王寺……中止となつ……に同所に集まつ……時頃には約四百……其中で北區太融寺……川總三郎方森松定……突如大聲を揚げて過激……を始めたので急報に接……署では直に非常召集を行つて……官五十名を派し解散を命ず……ると森松は市會議員に立つ爲……めたと豪語し反抗するので……致檢束處分に附したが此外同……處分に附せられたもの五名を數へた